

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学料を免除することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学料を免除することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の農業大学校条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学検定料について適用する。
- 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学検定料で、この条例による改正後の農業大学校条例附則第4項の規定に基づき免除されたものに係る農業大学校条例第13条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「及び前条」とあるのは「並びに前条又は附則第4項」と、「授業料に」とあるのは「授業料及び入学検定料に」とする。